

項 目	1 会派に関する規定の整備（第5条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでは政務活動費の交付対象としての会派の規定であったものが、議会基本条例において「議会運営上の会派」としてその根拠を明文化したことに伴い、会派の結成の手続きなどについては、改めて整備する必要性が高まっている。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会派の根拠は明確になったものの、それに関係する例規等の整備が行われていないため、その整合性が取れていない。</li> <li>・ 改選期に向けて、特に会派の届出等（これまでは申し合わせ事項）は必要な手続きとなる。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 留萌市議会の会派に関する規程を新たに制定</li> <li>・ 留萌市議会政務活動費交付条例の一部改正（条文中の「会派」を議会基本条例に基づく会派として定義）</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会派のあり方の検討</li> <li>・ ホームページ等を活用した会派の活動の市民への紹介（見える化）</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会</p>

項 目	2 各派代表者会議に関する整理（第5条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでも実質的に調整のための会議として位置付けられ、また、「会派」が議会運営上の団体として規定されたことから、会議規則に定める「法定組織として各派代表者会議を規定」する必要性が高まっている。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現実的に調整のための会議として開かれており、また、議会運営基準においても各派代表者会議での調整が規定されている中で、法の趣旨である「議会活動の明確化」と「透明性の確保」の観点からも代表者会議だけが規定されていないことの整合性は取れない。</li> <li>・ 法定会議を規定している議会（道内は10市）の中においても、この会議を規定しない事例は、極めて異例な状況となっている。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議規則の一部改正（協議の場として規定）</li> <li>・ 留萌市議会各派代表者会議に関する規程の制定</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各派代表者会議のあり方の検討</li> <li>・ 会議の公開性（原則非公開で規定予定のため）の検討</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会 各派代表者会議</p>

項 目	3 市民参加の機会の提供（第6条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「議会と市民の意見交換会」を開催する。</li> <li>・意見募集として市民アンケートなどを実施する。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員を2班に分けて、市民との意見交換会を市内6か所で開催した。</li> <li>・議会活動の報告と意見交換会を通じた市民ニーズや地域課題の把握など、その成果は大きい。</li> <li>・議員定数に関するアンケートを実施した（条例施行前）。</li> <li>・議員定数の問題に関しては、アンケート結果と議会の判断についての経過説明等が不足している（広報等での市民周知）。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見に対するその後の成果等の報告（意見処理の流れを含めて検討）</li> <li>・市民意見の政策反映</li> <li>・次年度の意見交換会（改選直後に実施など）に向けた検討</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会</p>

項 目	4 新たな市民参加システム（第6条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会モニター制度などの新たな市民参加システムの継続的な検討を行う。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会活性化推進特別委員会での検討（制度導入は見送り。）以降、特に議論はされていない。</li> <li>・多様な市民参加の手法は重要であり、今後もその検討が必要である。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな市民参加制度の手法とその必要性などの検討</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会</p>

項 目	5 傍聴環境等の充実（第6条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民目線での傍聴規則の見直しを行う。</li> <li>・閲覧用議案を準備するなど傍聴環境の充実を図る。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傍聴規則に「傍聴の機会の保障」を議長の責務として規定したことによって、議会の取組に対する意志が明確になった。</li> <li>・傍聴手続きの簡素化（住所・氏名の記入）については、「秩序保持の手続」として必要であるとの判断により、年齢のみを削除した。</li> <li>・閲覧用議案は、貸し出しの実績がなかった。</li> <li>・市民の傍聴は、まだまだ少なく、周知方法などの改善が必要である。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が傍聴したくなるような工夫やPRの検討</li> <li>・傍聴環境の整備（障がい、子育て等への配慮や狭隘問題）</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会</p>

項 目	6 広報活動の充実（第7条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「議会だより」（議会広報）を充実させる。</li> <li>・「議会かわら版」（お知らせ掲示板）を充実させる。</li> <li>・議会のホームページを充実させる。</li> <li>・一般質問のFM放送を実施する。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報については、アンケート結果や議員の出欠状況なども掲載し、充実を図った。</li> <li>・議会かわら版については、タイムリーな情報を提供している。</li> <li>・ホームページは、キッズコーナーの追加などを行い充実を図った。</li> <li>・委員会の会議録は、予算と決算の特別委員会以外は、公表されていない（予算と人的対応が課題となる。）。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後（議会広報常任委員会）に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が知りたい情報の掲載や市民参加による編集などの検討</li> <li>・新たな広報手段（媒体）（インターネット議会中継、フェイスブックの活用など）の検討</li> <li>・議会に関心（興味）を持ってもらうための情報発信</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会広報常任委員会</p>

項 目	7 広聴活動の充実（第7条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「議会と市民の意見交換会」を開催する。</li> <li>・意見募集として市民アンケートなどを実施する。 （「3 市民参加の機会の提供」に記載）</li> <li>・常任委員会や特別委員会として、必要に応じ広聴活動を行う。</li> </ul>
検証結果	<p>（「3 市民参加の機会の提供」に記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会等の広聴活動は、意見交換会や市民アンケート以外には実施していない。</li> <li>・議会としての広聴活動は重要であるため、今後も様々な方法での実施に向けて検討していく。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<p>（「3 市民参加の機会の提供」に記載）</p> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会 常任委員会</p>

項 目	8 議会広報常任委員会の設置（第7条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だよりの編集・発行を中心とした議会広報特別委員会を発展的に解消し、「議会全体の広報」を担う議会広報常任委員会として設置する。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会化については、改選期後となる。</li> <li>・その所管が広範囲となるため、事前に整理が必要である。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には、改選期後に引き継ぐが、委員選出の方法や所管事務の範囲などについては、改選期前に整理する。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会としての広報のあり方の検討</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会広報常任委員会</p>

項 目	9 出席状況及び賛否の公表（第7条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だよりやホームページなどで、各議員の会議の出席状況や案件に対する賛否の状況について公表する。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより（平成26年8月）で議員の出席状況を公表した。</li> <li>・賛否の状況については、公表していない。</li> <li>・起立採決では、その場で個々人の賛否を確認（投票システムなど）できないため公表が難しい。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賛否の確認方法（投票システムや議会運営方法）などの検討</li> <li>・賛否だけでなくわかりやすい審議内容などの掲載の検討</li> <li>・出席状況における対象となる会議の範囲の検討</li> </ul> <p style="text-align: right;">【検討組織】：議会広報常任委員会 議会運営委員会</p>

項 目	10 議長（議会）からの情報の発信（第7条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「議会」を終えた後の議長の所感や議会での議決状況などについて記者会見を行い、議会としての情報を発信する。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年6月の定例会以後、4回の記者発表（記者を集めての説明会の開催は2回）を行い、そのことによって報道機関の理解が深まり、結果として市民にも情報が正しく伝わっており、その効果は大きい。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記者会見の定例化などの検討</li> </ul> <p style="text-align: right;">【検討組織】：委員長会議 議会運営委員会</p>

項 目	11 市政の監視（第8条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二元代表制を強く意識した、議会の「市政の評価・監視」（事業評価や決算の認定など）機能を強化する。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法第96条第2項の議決事件の追加について市長と協議し、条例の制定（H26第4回定例会）に至っている。</li> <li>・速やかな臨時会対応をして、「市長の専決」を極力なくしている。</li> <li>・一部事務組合の議会活動の報告を実施し、構成市議会としての監視を強化している。</li> </ul> <p>（予算や決算については、「20 政策活動サイクル」に記載）</p>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会による行政評価の検討</li> <li>・新たな監視サイクル（中間決算の導入など）や政策反映方法の構築</li> <li>・予算、決算の常任委員会化（監視サイクルの組織化）や委員会のFM放送等の検討</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会</p>

項 目	12 市長による説明の充実（第9条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長に「政策形成過程の資料」を求めることによって、その論点や争点を明確にし、より政策水準を高めるための議論を行っていく。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年12月の定例会から資料が添付されている。</li> <li>・まだ資料を活用した具体的な事例はないが、市民への情報提供としても有効である。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より効果的な資料の提供とその活用方法についての検討</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会</p>

項 目	13 資料提供の充実（第9条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例において、議員に対する「資料提供の根拠を明文化」し、市長等からの資料提供をより一層充実させる。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会や議員の資料要求について、市長の協力を得て制度化できたことは、議会審議や運営上も、大いに有意義である。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員個人だけでなく、議会や委員会としての議案関係資料や所管事務調査に必要な資料として活用していくことなどの検討</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会 常任委員会</p>

項 目	14 確認の機会の運用（第10条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年10月1日以降の議会又は委員会で確認の機会の運用を開始する。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営委員会で具体的な運用方法を定め、市長に通知した。</li> <li>・論点を明確にすることによって、議会審議の充実と活性化を図ることができる。</li> <li>・現時点での運用事例はない。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用状況を見極めながら検討</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会</p>

項 目	15 議決事件の拡大（第11条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の行政に対する監視機能の強化と議会の議決責任を果たすために、地方自治法第96条第2項の規定により議決事件を追加する。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その必要性について市長と協議する中で、平成26第4回定例会において「留萌市議会の議決すべき事件を定める条例」が制定され、総合計画などの4項目が追加された。</li> <li>・当面、市民生活に直結する重要な計画である総合計画の策定にあたっては、議会としても策定段階から積極的に責任を持ってかかわる必要がある。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議決責任を果たすための新たな取組などの検討</li> <li>・議決事件の追加項目の検討</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会</p>

項 目	16 常任委員会の機能強化（第12条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会を積極的に開会し、広くその所管事務の調査を行って、市長に委員会としての政策提案や提言を行う。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究にあたっては、十分な時間が必要であり、現任期内においての取組は難しい。</li> <li>・先進事例においては、委員会の任期（2年）の中で特定のテーマを委員会で設定し調査研究を行い、取りまとめたものを市長に提言するなどの事例がみられる。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな委員会政策提言サイクルの構築などの検討</li> <li>・調査研究に必要な予算（視察や専門的知見の活用）等の確保</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会 常任委員会</p>

項 目	17 議会運営委員会の機能強化（第12条・第15条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例に基づく新たな議会運営や議会改革に取り組む組織として機能強化を図る。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議の運営中心の委員会から、議会全体の運営、議員研修や予算確保、更には新たな改革に向けた取り組みを行う委員会への機能強化について精査している段階であり、具体的実行（平成26年度は、意見交換会の実施）にあたっては、議会運営委員会の組織のあり方を含めた検討も必要になる。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会条例（定数の弾力化）と議会運営基準（所管事務）の一部改正 OR 改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営委員会のあり方の検討</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会</p>

項 目	18 公聴会・参考人制度と専門的知見の活用（第12条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会（議会）の調査や審査活動を更に充実させるため、地方自治法で規定されている公聴会制度、参考人制度や委員会（議会）での専門的知見の活用を図る。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的必要度や予算の課題もあり、現時点での実績はない。</li> <li>・市民意見の聴取として、また、専門的立場からの第三者的指導や意見交換として有効な手法である。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「16 常任委員会の機能強化」や「25 議会予算の確保」と併せた取り組みの具体化の検討</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会 常任委員会</p>

項 目	19 議員間（自由）討議（第13条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会が「言論の場」であることを踏まえ、議論を尽くした合意形成を図るために、積極的に議員相互の自由な討議（議員（委員）間討議）による議会運営を行う。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員（委員）間の意見交換に止まっており、討議につながる議論には、至っていない。</li> <li>・委員会や議会としての政策提案（提言）と併せた運用が必要である。</li> <li>・活用に向けて、具体的な手法のルール化が必要になる。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会や委員会としての政策提案（提言）方法の検討</li> <li>・討論（ディベート）との違いやワークショップ手法の導入など先進事例の調査や具体的実施方法の検討</li> <li>・議員の資質の向上（研修）の検討</li> </ul> <p style="text-align: right;">【検討組織】：議会運営委員会 常任委員会</p>

項 目	20 議会の政策活動サイクルの確立（第14条関係）：12・13条関連
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の意見聴取を含めた議会や委員会としての政策提案（提言）サイクル（予算への反映など）を構築する。</li> <li>・決算（評価） 現年執行（監視） ⇒ 予算（政策提案・提言）</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な議会や委員会としての政策提案（提言）サイクルの確立には、至っていない。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会や委員会としての政策提案（提言）サイクルの確立</li> <li>・効果的な予算審査や決算審査方法の検討</li> </ul> <p style="text-align: right;">【検討組織】：議会運営委員会 常任委員会</p>

項 目	21 議会改革の推進（第15条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の機能強化のため、継続的な議会改革を進める。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例制定に併せて、①市民と議会の双方向型の意見交換会、②政治倫理10項目の確認、③議会の危機管理体制の確立、④議会組織体制（広報常任委員会、委員長会議等）の充実、⑤会議規則及び委員会条例の根本的改革と逐条解説の作成、⑥329項目に及ぶ議会運営基準の制定などを行った。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例がめざす議会運営に向けた更なる議会改革の検討</li> <li>・議会IT化（パソコンやタブレットの活用、ペーパーレス化、会派室へのパソコン設置、市のネットワークとの共有など）の検討</li> <li>・議会改革に伴う予算確保（予算をかけないIT化の方法検討を含む）</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会</p>

項 目	22 議員研修の充実（第16条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会として議員の政策形成能力の向上を図るための研修を実施する。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月8日の稚内市議会主催の議員研修会（議会からの政策サイクル）に参加した。</li> <li>・10月24日留萌管内南部3市町議会議員研修（人口減少問題）を増毛町で開催した。</li> <li>・12月25日危機対策会議研修会（普通救命講習）を議場で開催した。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の企画の検討</li> <li>・研修予算の確保</li> <li>・研修後の成果報告などのあり方の検討</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会</p>

項 目	23 議会図書室の充実整備（第17条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会図書室の資料等の充実を図り、市民にも活用してもらう。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に新たな資料等の充実はできなかった。</li> <li>・パソコンなどのIT環境の整備も必要である。</li> <li>・現実的に市民が活用できる（3階、所蔵図書など）環境には厳しい面もある。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会図書室整備計画などの検討</li> <li>・議会図書充実のための予算確保</li> <li>・パソコン環境を整え、議会の広報編集に活用するなどの検討</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会</p>

項 目	24 議会事務局の充実（第18条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会機能を最大限発揮し、市民に開かれた議会の実現を目指すため、事務局の議会サポート体制の充実を図る。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策提案（提言）型の議会を実現するためには、事務局の専門性等を高める必要がある。</li> <li>・現時点では、具体的な充実を図ることはできていない。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策立案に向けた事務局職員の専門性の向上や人材活用の検討</li> <li>・情報収集及び提供体制の充実に向けた検討</li> <li>・事務（庶務事務）局から議会（議会政策）局への転換</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：正・副議長会議</p>

項 目	25 議会予算の確保（第19条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会機能の充実を図るための予算を確保する。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FM放送等の新たな改革予算を計上しているが、新・財政健全化計画に基づいて政務活動費や委員会視察旅費を凍結しており、予算の枠があるため、議会の予算枠としては確保されていない（平成28年度以降の予算枠）状況にある。</li> <li>・議会活動としての必要な予算の積算システム（委員会からの要望等）が構築されていない。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会要望等に基づく議会予算積算のルール化などの検討</li> <li>・議会活動に必要な予算枠の確保</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会 各派代表者会議</p>

項 目	26 政治倫理の確立（第20条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例の制定に併せて、議員が基本に守るべき10項目の基本的姿勢について確認した。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員が基本姿勢を守っているのかどうかの公表がない。</li> <li>・議員が基本姿勢に違反した場合において、誰がそれを判断し、誰がそれを審査するのかなどが不明確である。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治倫理要綱＝「違反の審査機関」と「議会の対応措置」の早期確立の必要性を確認し、改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政治倫理要綱」の制定に向けた検討</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会</p>

項 目	27 議員定数の検討（第21条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年4月の改選期に向けて議会活性化推進特別委員会で議員定数を協議した。</li> <li>議員定数については、第44回議会活性化推進特別委員会において、ひとつの方向への合意形成を図ることが出来ず、多数決で結論を出し、その結果、委員長の判断のもと「現状維持」とした。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>全議員で構成する特別委員会での採決で決定した。</li> <li>現定数16人とした明確な根拠や採決の経過、結果などに対する市民説明が十分に尽くされていない（議会広報や報告会等での説明などの対応）。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>更なる改選期に向けた定数のあり方の検討</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：全員協議会 特別委員会の設置</p>

項 目	28 議員報酬の検討（第22条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会活性化推進特別委員会で議員報酬について協議した。</li> <li>平成21年度から平成27年度までの新・財政健全化計画において、議員報酬は15%を自主的に削減しているため、計画の進行中は、削減している内容で継続して行くことを確認した。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>全議員で構成する特別委員会で決定した。</li> <li>議員報酬額33万円の根拠などについては、明確にしていない。</li> <li>議員報酬の決定までの方法（外部意見の聴取など）については、明確になっていない。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>改選期後の早い段階で、平成28年度以降の報酬のあり方の検討</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：全員協議会 特別委員会の設置</p>

項 目	29 政務活動費の検討（第23条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会活性化推進特別委員会で政務活動費について協議した。</li> <li>・平成21年度から平成27年度までの新・財政健全化計画において、政務活動費はその交付を凍結しているため、計画の進行中は、凍結を継続して行くことを確認した。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全議員で構成する特別委員会で決定した。</li> <li>・平成24年の地方自治法の改正に伴う「支給範囲の明確化」や「透明性の確保」などの取り組みの議論については、交付を凍結していたため、具体的基準の制定などを見送っている。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後の早い段階で、平成28年度以降の政務活動費のあり方、具体的基準や透明性の確保（公表）などの検討</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：全員協議会 特別委員会の設置 各派代表者会議</p>

項 目	30 危機対策会議の設置と充実（第24条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害などの危機管理事案に対応するため、会議規則に定める常設の組織として留萌市議会危機対策会議を設置し、不測の事態（危機管理）に備える。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年10月29日に第1回の役員会を開催した。</li> <li>・危機対策に関する講演会（11月6日と12月16日）に参加</li> <li>・11月11日市の防災関係機関連携訓練を視察</li> <li>・平成26年12月25日に議場において、危機対策会議の取組などの確認と普通救命講習の研修会を実施した。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練等を実施機関としての参加の検討</li> <li>・議会連絡網の多様な手段（防災無線等）の検討</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会危機対策会議</p>

項 目	31 条例の検証と組織対応（第25条関係）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>この条例（議会運営）の検証を行い、必要に応じた適切な措置（条例の改正等）を講ずる。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>初年度については、議会運営委員会で年度の検証として実施したが、検証体制そのもの、例えば、特別委員会を設け、市民意見や専門的な立場からの外部検証や意見交換を行う、又は議会運営委員会で行うなどの検討が必要である。</li> <li>定期的（年度）な検証なのか、任期に応じた（4年間）検証なのか、必要に応じた検証なのかなどの整理も必要である。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>改選期後に引き継ぐ</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度以降の外部検証体制や市民参加の検証体制の検討</li> <li>平成27年度以降の活動目標の設定(PDCAサイクル)などの検討</li> <li>議会改革の検証と更なる推進への取組の検討</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会 委員長会議・特別委員会</p>

項 目	32 議会運営基準の見直し（その他）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>先例や慣習などを市民に見えるように明文化した運営基準については、議会運営の根本をなすものであるため、議会運営の新たな必要性や変化に対し、迅速な見直しを図る。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会基本条例施行から今日までの運用において、一部、実態と合わない部分も見受けられるため、必要な見直しを行う。</li> </ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会運営基準の一部改正</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて迅速な見直しの検討</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会</p>

項 目	33 議会基本条例の見直しと改正（第25条）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・議会基本条例の見直しの手続きについては、第25条で「この条例の目的が達成されているかどうかについて、検証に努め、必要に応じて、見直しを行うものとします。」と定めているところです。</li><li>・議会は、この議会基本条例に基づき、社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、継続的な議会改革の推進に取り組むことを定めていますが、一方において、その議会改革の推進とともに、議会基本条例もまた常に進化していくものであり、必要に応じて基本条例の改正を行い、「常に時代に即した内容の条例」であり続ける必要があります。</li></ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・施行から6月経過する検証の中では、特に改正しなければならないような条文や条項の追加の必要性は見当たらない。</li><li>・こうした基本条例は、ともすれば、その手続き（全議員の合意形成）や不変性を求める傾向にあることなどから制定後は改正がしづらくなるため、しっかりとした一定の改正検証の方法（改正すべきかどうかの条文ごとの検証や任期毎の取組など）をルール化する必要がある。</li></ul>
当面の対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・改選期後に引き継ぐ</li></ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・必要に応じた改正の検討</li><li>・議会活動の検証に併せた条文検証の方法（条例検証シートの活用）などの検討</li></ul> <p style="text-align: right;"><b>【検討組織】</b>：議会運営委員会 特別委員会</p>